

京都市告示第172号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成17年4月6日

京都市長 梶本頼兼

1 団体の名称 南柿本下之町町内会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事。
- (2) 葬儀等の際の互助に関する事。
- (3) 交通安全、防犯、防火等に関する事。
- (4) ごみ処理、排水など保健衛生に関する事。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。
- (6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。

3 区域

京都市下京区黒門通五条下る柿本町595番地1、同番地4、同番地10、同番地22、同番地24、同番地25、同番地31、同番地32、同番地33、同番地34、同番地35、同番地36、同番地37、同番地38、同番地39、同番地40、同番地41、同番地42、同番地43、同番地44、同番地45、同番地51、同番地52、同番地53、同番地54、同番地55、同番地56、同番地57、同番地58、同番地59、同番地60、同番

地 69, 同番地 70, 同番地 71, 同番地 90, 同番地 91, 同番地 98,
同番地 99, 同番地 101, 同番地 118, 同番地 119, 同番地 120,
同番地 121, 同番地 122, 同番地 123, 同番地 124, 同番地 126,
同番地 127, 同番地 129, 同番地 131, 同番地 139, 同番地 140,
同番地 144, 同番地 149, 同番地 152, 同番地 153, 同番地 154,
同番地 155, 同番地 156, 同番地 157, 同番地 158, 同番地 167,
同番地 168, 同番地 169, 同番地 170, 同番地 171, 同番地 172,
同番地 173, 同番地 174, 同番地 175, 同番地 176, 同番地 178,
同番地 179, 同番地 180, 同番地 181, 同番地 182, 同番地 183,
同番地 184, 同番地 194, 同番地 195, 同番地 198, 同番地 200
及び同町 607 番地の区域

4 事務所 京都市下京区猪熊通五条下る柿本町 595 番地 184

5 代表者の氏名及び住所

八木 康之

京都市下京区五条通堀川西入柿本町 595 番地 51

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成 17 年 3 月 28 日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)